

返還終了年月

年

月まで

要保管

借用証書に記載された返還終了年月を記入してください。

東京都育英資金 返還のしおり

この『返還のしおり』は、奨学金の返還に関する重要な情報をまとめたものです。あなたの返還が完了し、「返還完了通知書」がお手元に届くまで大切に保管し、必要に応じて諸手続きを行ってください。

【重要】必ず読んでください！



【問い合わせ先】

〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1番1号セントラルプラザ11階

公益財団法人東京都私学財団 振興部育英資金課

電話 03(5206)7929(直通) / FAX 03(5206)7927

E-mail: main@shigaku-tokyo.or.jp

私学財団

検索

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>



※ 私学財団への電話等による問い合わせの際には、奨学生番号（借用証書に記載されている9桁の番号）を伝えるようにしてください。

返 還 の お ぼ え

「借用証書」を提出する前に、返還の方法や時期など、あなたの返還計画の内容をこちらに書きとめておきましょう。

あわせて、次ページ以降に「借用証書」のコピーと「預金口座振替依頼書」の本人控えを貼付し、大切に保管してください。

学 校 名								
奨 学 生 番 号								
借 用 金 額								円
返 還 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回払い（年賦） ・年2回払い（半年賦） 				7月 ・ 12月			
返 還 期 間	年 月 から			年 月 まで				
1 回 の 返 還 額								円
最 終 回 の 返 還 額								円
第 一 連 帯 保 証 人 (父 母 等)	氏 名							
	住 所							
	電 話							
第 二 連 帯 保 証 人 (別 生 計)	氏 名							
	住 所							
	電 話							
振 替 口 座	金 融 機 関 名							
	預 金 口 座	普通 ・ 当座						
	口 座 番 号							
	口 座 名 義 人							

のりづけ（借用証書をコピーし、（表面・裏面）上端をここに貼り付けてください。）

奨学生保管用

「借用証書」コピー貼付

のりづけ（「預金口座振替依頼書③お客さま控」の上端をここに貼り付けてください。）

奨学生保管用

「預金口座振替依頼書お客さま控」貼付

目次

返還が始まる奨学生のみなさんへ	1
第1 奨学金の返還について	3
第2 「借用証書」の記入方法	5
第3 「預金口座振替依頼書」の記入方法	10
第4 奨学金の返還方法	11
第5 連帯保証人について	14
第6 <small>えんたい いやくきん</small> 延滞と違約金	15
第7 返還期間中における届け出・申し出	16
第8 返還の ^{ゆうよ} 猶予	17
第9 返還の ^{めんじょ} 免除	19
第10 様式集	20
第11 資料	28

【私学財団が取得した個人情報の利用及び保護について】

返還手続きにあたり、記入していただく個人情報は、育英資金の返還業務のために使用し、関係法令等に基づき厳重に管理します。

この利用目的の適正な範囲内において、必要に応じて個人情報が金融機関及び業務委託先に提供されますが、その他の目的には利用されません。

返還が始まる奨学生のみなさんへ

東京都育英資金（以下「奨学金」といいます。）は、勉学意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難な生徒・学生本人に対し、修学上必要な学資金の一部を貸し付ける制度です。

この奨学金は、あなたの在学期間中にお貸ししたものであり、貸付終了後は必ず返還する義務があります。

あなたからの返還金は、奨学金を必要とする後輩のみなさんのために、直ちに活用されます。一人ひとりが奨学生としての責任を果たすことにより成り立つこの制度のしくみをご理解いただき、**約束どおりの方法で必ず返還してください。**

約束どおりの方法で返還されなかったときには、**違約金**が加算されるだけでなく、連帯保証人の方にも連絡のうえ、返還していただきます。

この『返還のしおり』は、奨学金の返還方法や返還にあたり必要となる「東京都育英資金借用証書」（以下「借用証書」といいます。）の記入方法、返還期間中に必要な届け出及び申し出などについて、わかりやすくまとめた冊子です（奨学生や連帯保証人の守るべき義務、返還方法、各種変更手続きや返還猶予手続きの基準となる規程及び要綱（「第11資料」掲載）に基づき作成しています。）。

必ず読んで、返還が完了するまで大切に保管し、必要に応じて各種手続きの際に参照、利用してください。

「借用証書」等を提出するまでの手続きは、在学する学校を通じて行いますが、その後、返還の猶予（先延ばし）を希望するとき、住所・氏名などに変更が生じたときや口座振替を行う預金口座を変更したいときなど、奨学金の返還に関することは、あなたご自身と公益財団法人東京都私学財団（以下「私学財団」といいます。）との間で直接行います。相談や届け出・申し出事項のあるときは、表紙に記載されている問い合わせ先へ連絡をお願いします。

知っておいてもらいたいこと

- 1 保護者ではなく奨学生本人への貸付けであるため、奨学生本人が必ず返還しなければなりません。

⇒ 詳しくは3ページへ

- 2 「借用証書」は必ず提出しなければなりません。

⇒ 詳しくは5ページへ

- 3 連帯保証人は必ず2名立てなければなりません。

⇒ 詳しくは14ページへ

- 4 返還期間中、住所・氏名等が変わったら、必ず届け出なければなりません。

⇒ 詳しくは16ページへ

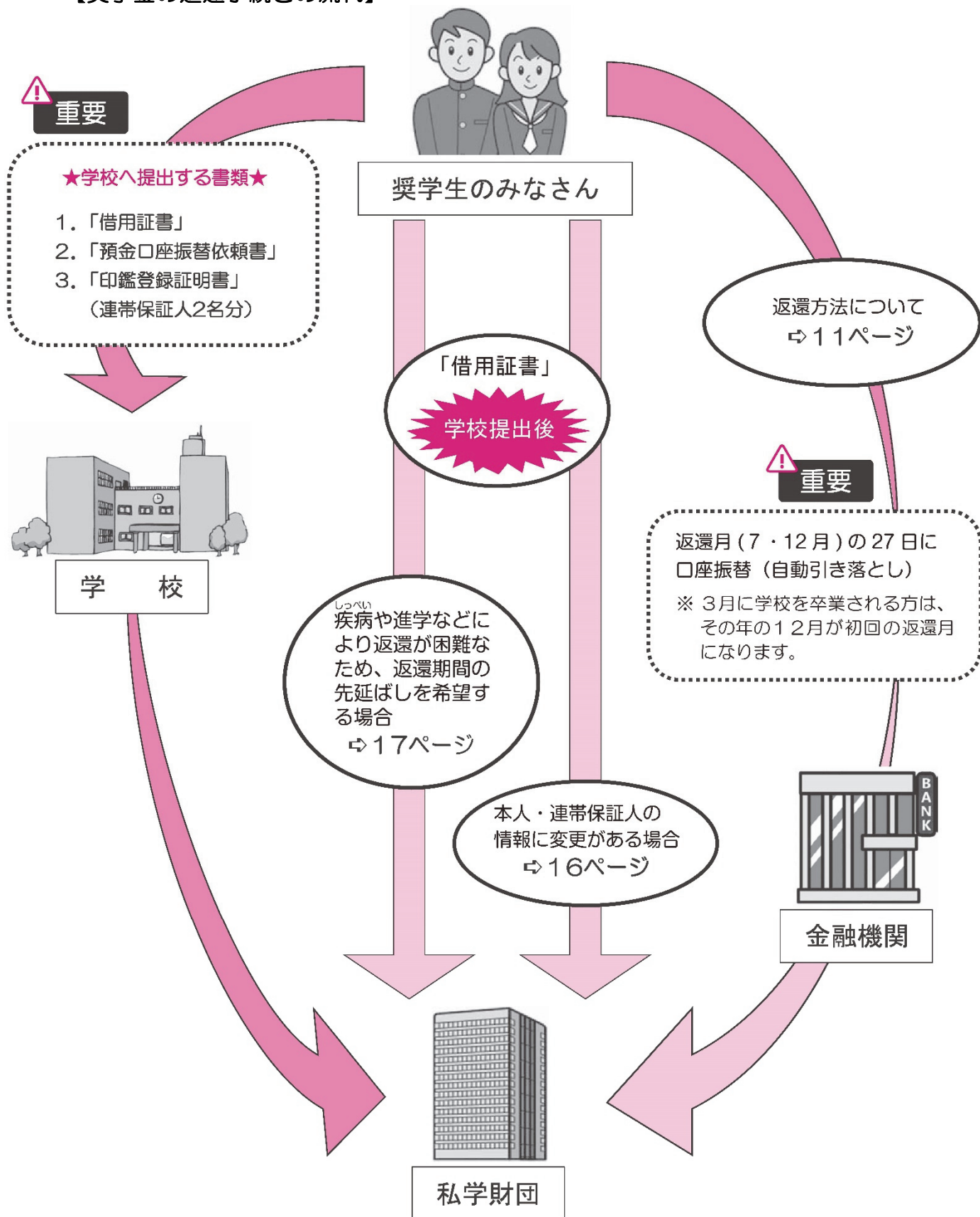
- 5 大学等への進学など、一時的に返還ができないときは、あらかじめ返還猶予の申し出を行うことで返還期間を延長（先延ばし）することができます。

（「借用証書」を提出した奨学生のみが対象です。）

⇒ 詳しくは17ページへ

第1 奨学金の返還について

【奨学金の返還手続きの流れ】



1 学校から受け取る書類

- (1)「借用証書」
- (2)「預金口座振替依頼書」
- (3)『返還のしおり』（この冊子です。）

2 書類の作成・用意から提出まで

(手順1) 下記書類を作成・用意してください

- ①「借用証書」 ⇨ 記入方法は5～9ページ
※ 住所・氏名等の変更がある場合は、奨学生異動届（住所・氏名変更）が必要です。
- ②「預金口座振替依頼書」 ⇨ 記入方法は10ページ
- ③「印鑑登録証明書 ※」（連帯保証人2名分）⇨ 連帯保証人については14ページ
※ 連帯保証人が印鑑登録をしている区市町村が発行しています。（有料）
※ 学校提出時点で、発行日から3か月以内のものに限ります。

(手順2) 上記書類を学校に提出してください

あなたが作成・用意した上記の書類を、**学校が指定する期日までに学校へ提出**してください。

また、提出する前に、本しおり表紙裏面の「返還のおぼえ」に返還に関するあなたの情報を記入し、自分の返還状況を管理するようにしてください。

あわせて、「借用証書」のコピー及び「預金口座振替依頼書お客さま控」を、本しおりの奨学生保管用ページに貼り、大切に保管してください。

【即時一括返還について】 ※約2週間以内の振込みが必要です。

貸付終了時に即時一括返還を希望される場合は、専用の振込依頼書をお送りしますので、まずは学校へ連絡してください。**振込みが完了しますと、「借用証書」等の書類提出は不要です**（連帯保証人を立てる必要はありません。）。

3 返還の開始から終了まで

貸付終了後、6か月の据置期間^{すえおき}を経過したのち、「借用証書」の返還計画に基づき、年1回払い（年賦）又は年2回払い（半年賦^{はんねんふ}）の方法で、「預金口座振替依頼書」で指定された金融機関の預金口座から、返還月である毎年7月と12月に口座振替（自動引き落とし）により返還していただきます。

※ **令和6年3月に学校を卒業予定の方は、令和6年12月が初回の返還月になります。**

返還が全て終了すると「返還完了通知書」が届きます。

第2 「借用証書」の記入方法

1 「借用証書」とは

「借用証書」は、奨学金の借入金額と保証関係を確認し、あなたと連帯保証人が返還計画のとおり返還することを誓約する書類です。

「借用証書」が提出されない場合は、お貸した奨学金の全額を即時に一括返還していただきます。

2 「借用証書（表面）」の記入例と記入方法

【表面 記入例】

奨学生番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 財団 一郎

(1) 東京都育英資金 借用証書

借用金額 金 1,260,000 円

租税特別措置法第91条の3第1項の規定により、印鑑は押されません。

(2)

東京都育英資金奨学生として、上記金額を借入しました。については、貴財団育英資金貸付事業規程等の規定に従い、私達奨学生及び連帯保証人両名が連帯して、裏面奨学金返還計画書のとおり、遅滞なく返還することを誓約いたします。
 万一育英資金の返還を怠った場合には、違約金を課せられ、奨学金返還計画書に記載した返還期限の到来前において、貴財団の指定した日までに、返還未済額の全部を一括して返還することを請求され、強制執行の手続きをとられても異議ありません。
 また、以下のことについて同意します。
 ・連帯保証人の1人に対する履行請求並びに連帯保証人の1人が行う承認及び時効の利益の放棄は、奨学生本人及びその他の連帯保証人にも効力を生じること
 ・東京都育英資金制度並びに貴財団育英資金貸付事業規程等に関して訴訟の必要を生じたときは、貴財団の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすること

(3)

令和〇〇年 ××月 ××日

公益財団法人東京都私学財団理事長 殿

●「自署」と記載のあるところは、必ずご本人が記入してください。
 ●押印は、奨学生・父・母それぞれ別の印にしてください。スタンプ印は不可です。

※記入は黒のボールペンを使用してください。

自署	フリガナ	氏名	電話番号	印		
	ザイ ダン イチ ロウ	財団 一郎	自宅 03-△△△△-XXXX 携帯 090-△△△△-XXXX	(財団)		
奨学生本人		〒162-0873 東京都新宿区神楽河岸2-1 セントラルプラザ1101				
	進学先又は勤務先名称	〇〇〇株式会社	電話番号 03-△△△△-XXXX			
	進学先又は勤務先住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都新宿区〇〇町1-1-1		和曆		
自署	フリガナ	氏名	生年月日	年齢	本人との続柄	実印
	ザイ ダン タロウ	財団 太郎	昭和〇〇年△△月××日	〇〇	父	(太財郎)
第一連帯保証人 (父母等)		〒162-0873 東京都新宿区神楽河岸2-1 セントラルプラザ1101				
	勤務先名称 (職業)	東京商事株式会社	電話番号 03-△△△△-XXXX			
	勤務先住所	〒169-0000 東京都新宿区北新宿〇-〇-〇				和曆
自署	フリガナ	氏名	生年月日	年齢	本人との続柄	実印
	シガク ジロウ	私学 次郎	昭和△△年〇〇月××日	〇〇	おじ	(私学)
第二連帯保証人 (高校生・65歳以下)		〒169-0000 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇 都庁コーポ101				
	勤務先名称 (職業)	東京物産(株)	電話番号 03-〇〇〇〇-△△△△			
	勤務先住所	〒100-0000 東京都千代田区丸の内 X-X-X				
※以下は、奨学生が未成年の場合のみ記入し、親権者(父母)それぞれが自署・押印してください。(後見人いる場合は後見人)						
(6)	自署	氏名	財団 太郎	電話番号	03-XXXX-△△△△	印
	親権者又は後見人	住所	〒162-0873 東京都新宿区神楽河岸2-1 セントラルプラザ1101			(財団)
	(連帯保証人であっても省略しない)	氏名	財団 花子	電話番号	03-△△△△-XXXX	印
		住所	〒162-0873 東京都新宿区神楽河岸2-1 セントラルプラザ1101			(財団)

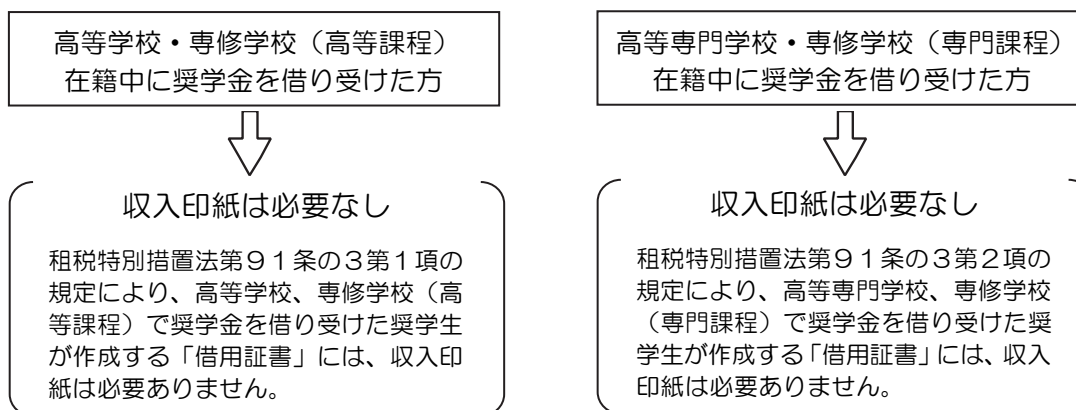
それぞれ自署・押印するところ

《 借用証書（表面）記入上の注意 》

- 黒のペンかボールペンを使用し、楷書ではっきり記入してください。鉛筆や摩擦熱等でインクが消えるペンは使用不可です。
- 記入を誤ったときは、二重線を引いて、借用証書に使用する印鑑で訂正印を押し、その上部に正しい内容を記入してください。修正液や修正テープ等は使用不可です。

(1) 借用金額の訂正はできません。

(2) 収入印紙について



※ 租税特別措置法により、高等専門学校・専修学校（専門課程）も令和7年3月31日期限で非課税です。

(3) 借用証書の作成年月日を記入してください。

(4) 「奨学生本人」欄

必ず、自署・押印してください（朱肉で鮮明に押印。スタンプ印、連帯保証人・親権者との同一印不可）。

- ① 住所・電話番号等 ⇒ 全ての項目をもれなく記入してください。
- ② 進学先又は勤務先名称等 ⇒ 確定している場合は、名称・所在地・電話番号を必ず記入してください。
- ③ 外国籍の方は本名で署名してください。なお、通称名を（ ）書きで併記^{はいき}できます。

(5) 「連帯保証人」欄 ⇨ 連帯保証人については14ページをご覧ください。

- ① **2名それぞれが自署し、印鑑登録している実印で鮮明に押印のうえ、2名分の「印鑑登録証明書」（発行日から3ヶ月以内）を添付してください。**
- ② 外国籍の方は印鑑登録証明書に記載のある本名で署名してください。なお、印鑑登録証明書に通称名の記載がある場合は、通称名を（ ）書きで併記できます。

(6) 「親権者（又は後見人）」欄

借用証書記入日時点で奨学生本人が未成年の場合は、親権者それぞれが必ず自署・押印してください（朱肉で鮮明に押印。スタンプ印、同一印不可）。また、第一連帯保証人と親権者が同じ場合でも、記入を省略しないでください。

※ 親権者とは民法に定められた親権者（法定代理人）のことで父母（いずれかがいないときは一人）です。

3 「借用証書（裏面）」の記入例と記入・訂正方法

【裏面 記入例】

学校コード	130000000-00-1		
奨学生番号	〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏名	財団 一郎		
生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		

借用金額の内訳

借用金額	学校名		
金 1,260,000 円	〇〇〇〇高等学校		
借用終了年月	借用終了事由（※私学財団記入欄）		
令和 6 年 3 月	1 卒業 2 期間満了 3 辞退 4 退学 5 その他（ ）		
借用期間	借用月数	借用月額	借用金額
令和 3 年 4 月分 ~ 令和 6 年 3 月分	36ヶ月	35,000円	1,260,000円
年 月分 ~ 年 月分	月	円	円
年 月分 ~ 年 月分	月	円	円

(1) **奨学金返還計画書**
 最長返還期間で年2回払い(半年賦)により返還する場合の返還金額をあらかじめ記載しています。
 変更する場合は、二本線で消した後、訂正してください。修正液等は使用しないでください。

① 返還総額	金 1,260,000 円	② 返還方法	2 1 年1回払い(年賦) 2 年2回払い(半年賦) 4 全額1回払い	③ 返還回数	26 回
④ 一回の返還金額	金 48,400 円	④ 最終回の返還金額	金 50,000 円	/	
⑤ 返還期間 開始	令和 6 年 12 月	⑤ 終了	令和 19 年 7 月	⑥ 返還月	7 月 12 月

(2) **東京都育英資金申込時等の連帯保証人(父母等)**
 【注】(公財)東京都私学財団で登録している連帯保証人は、下記の方となっています。

氏名	財団 太郎
住所	東京都新宿区神楽河岸2-1セントラルプラザ1101

※連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更届を併せて提出してください。

この借用証書に記載された個人情報は、育英資金の返還業務のために使用し、関係法令等に基づき厳重に管理します。
 この利用目的の適正な範囲内において、必要に応じてあなたの情報が金融機関及び業務委託先に提供されますが、その他の目的には利用されません。
 なお、東京都育英資金のすべての返還が終了した時は、東京都私学財団より「返還完了通知書」を発送しますが、借用証書は完了通知書発送後、一定の保存期間を経て廃棄します。

私学財団記入欄	学校担当者確認印
	[印]

訂正の必要がある場合のみ記入

《 借用証書（裏面）記入上の注意 》

- あらかじめ記載されている部分は、「借用金額の内訳」・「返還総額」を除いて訂正が
できます。
- 訂正するときは、黒のペンかボールペンで訂正する部分に二重線を引き、その上部に
正しい内容を記入し、奨学生本人の印鑑で訂正印を押してください（修正液や
修正テープ等の使用は不可）。
- 金額の数字は、一部分（一文字など）だけの訂正は認められません。

(1) 「奨学金返還計画書」欄

あらかじめ、最長返還期間で年2回払い（半年賦）により返還する場合の返還計画が記載されています。

【 返還計画を変更する場合 】

記載された返還期間より短い期間で返還したいときや、年1回払い（年賦）で返還したいときは、二重線を引いて訂正印を押し、その上部に変更後の内容を記入してください。

⇒ 具体的な計算方法は、13ページ

① 「返還総額」欄

訂正できません。

② 「返還方法」欄

「1：年1回払い（年賦）」「2：年2回払い（半年賦）」「4：全額1回払い」のいずれかの番号を選択してください。

③ 「返還回数」欄

$(\text{一回の返還金額}) \times (\text{返還回数} - 1) + (\text{最終回の返還金額}) = \text{返還金額}$ となることを確認してください。

④ 「一回の返還金額」及び「最終回の返還金額」欄

13ページの返還金額計算方法に基づいて計算した額になることを確認してください（百円単位の額になりますのでご注意ください。）。

なお、全額1回払いを選択した場合は、「1回の返還金額」欄及び「最終回の返還金額」欄に「返還総額」の金額を記入してください。

⑤ 「返還期間」欄

- ・返還開始月は貸付終了月から6か月の据置期間を経たあととなります。
- ・記載されている返還期間より長い期間での返還はできません。
- ・返還期間を短くする場合の返還回数及び返還終了年月は、9ページを参照してください。
- ・返還方法と返還回数に見合った返還期間になっているか確認してください。
- ・全額1回払いを選択した場合は、開始年月と同じ年月を終了年月に記入してください。
- ・進学や在学中の理由で返還猶予を申し出る場合でも、「借用証書」提出後の手続きとなりますので、猶予期間は含めずに記入してください。

⑥ 「返還月」欄

②で「1：年1回払い（年賦）」及び「4：全額1回払い」を選択した場合は、7月に返還するか、12月に返還するかを選び、○で囲んでください。

(2) 「東京都育英資金申込時等の連帯保証人（父母等）」欄

現在、登録している連帯保証人が記載されています。連帯保証人を変更する場合は、在学中の学校を通じて手続きを行ってください。

※ 返還期間の途中で連帯保証人を変更する場合は、16ページの「第7 返還期間中における届け出・申し出」をご覧ください。

返還終了年月早見表

【令和6年3月卒業生】

年賦（返還月：12月）		年賦（返還月：7月）		半年賦（返還月：12月及び7月）			
返還回数	返還終了年月	返還回数	返還終了年月	返還回数	返還終了年月	返還回数	返還終了年月
1回	令和6年12月	1回	令和7年7月	1回	令和6年12月	16回	令和14年7月
2回	令和7年12月	2回	令和8年7月	2回	令和7年7月	17回	令和14年12月
3回	令和8年12月	3回	令和9年7月	3回	令和7年12月	18回	令和15年7月
4回	令和9年12月	4回	令和10年7月	4回	令和8年7月	19回	令和15年12月
5回	令和10年12月	5回	令和11年7月	5回	令和8年12月	20回	令和16年7月
6回	令和11年12月	6回	令和12年7月	6回	令和9年7月	21回	令和16年12月
7回	令和12年12月	7回	令和13年7月	7回	令和9年12月	22回	令和17年7月
8回	令和13年12月	8回	令和14年7月	8回	令和10年7月	23回	令和17年12月
9回	令和14年12月	9回	令和15年7月	9回	令和10年12月	24回	令和18年7月
10回	令和15年12月	10回	令和16年7月	10回	令和11年7月	25回	令和18年12月
11回	令和16年12月	11回	令和17年7月	11回	令和11年12月	26回	令和19年7月
12回	令和17年12月	12回	令和18年7月	12回	令和12年7月	27回	令和19年12月
13回	令和18年12月	13回	令和19年7月	13回	令和12年12月	28回	令和20年7月
14回	令和19年12月	14回	令和20年7月	14回	令和13年7月	29回	令和20年12月
15回	令和20年12月	15回	令和21年7月	15回	令和13年12月	30回	令和21年7月

【令和6年6月以降に貸付が終了した奨学生】

年賦（返還月：12月）		年賦（返還月：7月）		半年賦（返還月：12月及び7月）			
返還回数	返還終了年月	返還回数	返還終了年月	返還回数	返還終了年月	返還回数	返還終了年月
1回	令和7年12月	1回	令和7年7月	1回	令和7年7月	16回	令和14年12月
2回	令和8年12月	2回	令和8年7月	2回	令和7年12月	17回	令和15年7月
3回	令和9年12月	3回	令和9年7月	3回	令和8年7月	18回	令和15年12月
4回	令和10年12月	4回	令和10年7月	4回	令和8年12月	19回	令和16年7月
5回	令和11年12月	5回	令和11年7月	5回	令和9年7月	20回	令和16年12月
6回	令和12年12月	6回	令和12年7月	6回	令和9年12月	21回	令和17年7月
7回	令和13年12月	7回	令和13年7月	7回	令和10年7月	22回	令和17年12月
8回	令和14年12月	8回	令和14年7月	8回	令和10年12月	23回	令和18年7月
9回	令和15年12月	9回	令和15年7月	9回	令和11年7月	24回	令和18年12月
10回	令和16年12月	10回	令和16年7月	10回	令和11年12月	25回	令和19年7月
11回	令和17年12月	11回	令和17年7月	11回	令和12年7月	26回	令和19年12月
12回	令和18年12月	12回	令和18年7月	12回	令和12年12月	27回	令和20年7月
13回	令和19年12月	13回	令和19年7月	13回	令和13年7月	28回	令和20年12月
14回	令和20年12月	14回	令和20年7月	14回	令和13年12月	29回	令和21年7月
15回	令和21年12月	15回	令和21年7月	15回	令和14年7月	30回	令和21年12月

※ 1回払いを選択した場合、「借用証書」の返還期間の終了年月は開始年月と同じになります。

第3 「預金口座振替依頼書」の記入方法

1 「預金口座振替依頼書」とは

「預金口座振替依頼書」は、奨学金の返還を行うにあたり、金融機関の預金口座から口座振替（自動引き落とし）を行うために必要な書類です。金融機関確認印がない、記入の不備、印鑑相違等が無いように、提出の際は十分ご注意ください。

◎振替口座の名義人は、奨学生本人以外でも指定することができます。

【口座振替（自動引き落とし）が利用できる金融機関】

- 全行取り扱い：都市銀行 地方銀行 第二地方銀行 ゆうちょ銀行（郵便局）
- 一部取り扱いなし：信託銀行 信用金庫 信用組合 農協 インターネット専門銀行
- ※ 一部お取り扱いしていない金融機関については、私学財団までお問い合わせください。

2 「預金口座振替依頼書」の記入から提出まで

（手順1）記入例に従い、口座振替を行う金融機関などを記入してください

「預金口座振替依頼書」の表紙に記載されている記入例を参考に、必要事項を記入し、必ず金融機関への届出印（登録印）を確認のうえ、押印してください。

（手順2）振替の手続きを行ってください

振替を行う金融機関によって手続きが異なります。下記の表を確認してください。

（手順3）借用証書等の提出書類と併せて学校へ提出してください

【口座振替の手続き・提出内容】

口座振替先	都市銀行・地方銀行等（右記の銀行を除く）	ゆうちょ銀行・インターネット専門銀行
手続き	「預金口座振替依頼書」を金融機関（口座を作った支店でなくても可）に持参のうえ、 ②東京都私学財団控 （2枚目）にある金融機関日附印欄に 金融機関の確認印を必ずもらってください。 なお、 ①金融機関控 （1枚目）は必ず金融機関に渡し、2、3枚目を受け取ってください。	金融機関での手続きは必要ありません。 ●ゆうちょ銀行：「通帳のコピー」（記号・番号・口座名義人がわかる部分）を用意してください。 ●インターネット専門銀行：「キャッシュカードのコピー」（両面）を用意してください。 ※クレジットカード番号の記載がある場合は黒塗りしてください。
学校へ提出	②東京都私学財団控 （2枚目） ※金融機関確認印があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ● ①金融機関控（1枚目） ● ②東京都私学財団控（2枚目） ● 「通帳のコピー」又は「キャッシュカードのコピー」（両面）
保管	③お客さま控 （3枚目） ⇒「奨学生保管用」ページに貼付し、大切に保管してください。	

第4 奨学金の返還方法

1 返還方法について

奨学金の貸付けが終了してから、6か月の据置期間経過後、年1回払い（年賦）又は年2回払い（半年賦）の方法で、下記の期日に金融機関からの口座振替（自動引き落とし）により返還していただきます。

【返還方法】

	年1回払い（年賦）の場合	年2回払い（半年賦）の場合
返還月	毎年7月 又は 12月	毎年7月 及び 12月
振替日 (自動引落日)	各返還月の27日 (金融機関が休業日の場合はその翌営業日)	

2 「口座振替通知書」とは

口座振替の実施をお知らせする通知書を、返還月の上旬に私学財団から送付します。

通知書には、振替金額のほかに前回までの返還金額なども記載しています。

※「口座振替通知書」が届かないときは、私学財団までお問い合わせください。

3 口座振替にあたって

- 振替日以外での口座振替はできません。
- 振替日の前日までに、口座振替を行う預金口座に返還金を入金しておいてください。
- 口座振替後の振替結果の通知及び領収書の発行は行いません。預金通帳の記帳から、振替の結果を確認してください。
※ 現金書留・為替・小切手・クレジットカードによる返還は取り扱いができません。
※ 返還期間の途中で、口座振替を行う預金口座を変更したい場合は、私学財団まで連絡してください。

預金口座振替分の通帳上の表示は、「オリコ、トイクエイシキン」となります。
なお、金融機関によっては、この表示がされない場合があります。

- 長期にわたり外国に行かれる方は、事前に国内における代理人を決め、私学財団に連絡のうえ、委任状を添えて届け出てください。返還に関する「口座振替通知書」などは、代理人の方あてに送付します。この場合、口座振替を行う預金口座に入金を忘れないようご注意ください。

4 繰上返還

返還期間の途中で、返還金の残額の一部もしくは全額を繰り上げて返還したいときは、私学財団まで連絡してください。金額を記載した専用の振込依頼書を送付します。

なお、早期返還による報奨金や返還金の残額に係る割引などの制度はありません。

5 返還方法の変更

返還期間の途中で、「借用証書」の裏面の返還計画書の返還方法「年1回払い（年賦）」又は「年2回払い（半年賦）」、返還回数、1回あたりの返還額を変更したいときは私学財団へ連絡のうえ、「返還方法変更申出書」（27ページ）を提出してください。

6 最長返還期間内での返還

借用証書には、あらかじめ最長返還期間で年2回払い（半年賦）により返還する場合の返還金額が記載されています。

最長返還期間（返還期間の上限）は、貸付総額によって異なります。

貸付総額に応じた最長返還期間及び1回の返還金額は、下表のとおりです。

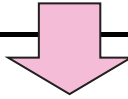
【貸付総額別の最長返還期間（最長返還期間で返還した場合の1回の返還金額）】

区分	貸付月額 (円)	貸付期間 (年)	貸付総額 (円)	最長 返還期間 (年)	1回の返還金額(円)				
					年賦(年1回払い)		半年賦(年2回払い)		
					1回分	最終回	1回分	最終回	
高等学校	18,000	4	864,000	14	61,700	61,900	30,800	32,400	
		3	648,000	13	49,800	50,400	24,900	25,500	
		2	432,000	11	39,200	40,000	19,600	20,400	
		1	216,000	9	24,000	24,000	12,000	12,000	
	私立	35,000	3	1,260,000	13	96,900	97,200	48,400	50,000
			2	840,000	11	76,300	77,000	38,100	39,900
1			420,000	9	46,600	47,200	23,300	23,900	
高等専門学校	18,000	5	1,080,000	12	90,000	90,000	45,000	45,000	
		4	864,000	11	78,500	79,000	39,200	40,800	
		3	648,000	10	64,800	64,800	32,400	32,400	
		2	432,000	9	48,000	48,000	24,000	24,000	
		1	216,000	6	36,000	36,000	18,000	18,000	
	私立	35,000	5	2,100,000	15	140,000	140,000	70,000	70,000
			4	1,680,000	14	120,000	120,000	60,000	60,000
			3	1,260,000	13	96,900	97,200	48,400	50,000
			2	840,000	11	76,300	77,000	38,100	39,900
			1	420,000	9	46,600	47,200	23,300	23,900
専修学校 (高等課程)	私立	35,000	3	1,260,000	13	96,900	97,200	48,400	50,000
			2	840,000	11	76,300	77,000	38,100	39,900
			1	420,000	9	46,600	47,200	23,300	23,900
専修学校 (専門課程)	国公立	45,000	3	1,620,000	14	115,700	115,900	57,800	59,400
			2	1,080,000	12	90,000	90,000	45,000	45,000
			1	540,000	9	60,000	60,000	30,000	30,000
	私立	53,000	4	2,544,000	15	169,600	169,600	84,800	84,800
			3	1,908,000	14	136,200	137,400	68,100	69,300
			2	1,272,000	13	97,800	98,400	48,900	49,500
			1	636,000	10	63,600	63,600	31,800	31,800

【返還期間を変更する場合や貸付期間が12ページの表以外の場合の計算方法例】

【具体例1】

私立高等学校の奨学生が36か月借り受けし、借入金額（貸付総額）が合計1,260,000円の場合（最長返還期間13年間）



（モデルケース）

最長返還期間より返還期間を短縮して、年1回払い（年賦）又は年2回払い（半年賦）で返還する場合の計算方法（返還期間13年間⇒11年間に短縮する場合）

① 貸付総額 ÷（希望する返還期間：年数（※1）） = A（100円未満の端数切捨て）
⇒ 1回の返還金額です。

※1 年数について

- ・ 年賦（年1回払い）の場合は、希望する返還年数そのまま計算する。
- ・ 半年賦（年2回払い）の場合は、希望する返還年数×2で計算する。

② Aの金額を100円未満で端数処理した場合は、最終返還時に端数金額分を上乗せして調整します。

【年1回払い（年賦）での返還】

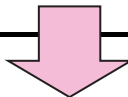
- ① $1,260,000円 \div 11年 = 114,545.45 \cdot \cdot 円 \Rightarrow 114,500円 \cdot \cdot A$
 ② $1,260,000円 - (114,500円 \times 10回) = 115,000円 (最終回)$
 この場合、合計11回払い（年1回×11年間）となり、1回から10回までの返還金額は114,500円、最終回（11回）の返還金額は115,000円となります。

【年2回払い（半年賦）での返還】

- ① $1,260,000円 \div (11年 \times 2回) = 57,272.72 \cdot \cdot 円 \Rightarrow 57,200円 \cdot \cdot A$
 ② $1,260,000円 - (57,200円 \times 21回) = 58,800円 (最終回)$
 この場合、合計22回払い（年2回×11年間）となり、1回から21回までの返還金額は57,200円、最終回（22回）の返還金額は58,800円となります。

【具体例2】

私立専修学校（専門課程）の奨学生が18か月借り受けし、借入金額（貸付総額）が合計954,000円の場合



（モデルケース）

最長返還期間で、年2回払い（半年賦）で返還する場合の計算方法

① 貸付総額 ÷ 年賦基準額（※2） = A（1未満の端数切上げ） ⇒ 返還年数です。

② 貸付総額 ÷ A = B（100円未満の端数切捨て）

⇒ 年1回払い（年賦）で返還する場合の返還金額です。

③ $B \div 2 = C$ （100円未満の端数切捨て） ⇒ Cの金額が1回の返還金額です。

④ B及びCの金額を100円未満で端数処理した場合は、最終返還時に端数金額分を上乗せして調整します。

※2 年賦基準額：私学財団育英資金貸付事業規程第17条で規定しています。（⇒37ページ）

- ① $954,000円 \div 90,000円 = 10.6年 \Rightarrow 11年 \cdot \cdot A$
 ② $954,000円 \div 11年 = 86,727.27 \cdot \cdot 円 \Rightarrow 86,700円 \cdot \cdot B$
 ③ $86,700円 \div 2 = 43,350円 \Rightarrow 43,300円 \cdot \cdot C$
 ④ $954,000円 - (43,300円 \times 21回) = 44,700円 (最終回)$
 この場合、合計22回（年2回×11年間）払いとなり、このうち1回から21回までの返還金額は43,300円、最終回（22回）の返還金額は44,700円となります。

第5 連帯保証人について

奨学金の返還をあなたと連帯して行う方が、連帯保証人です。

分割で返還するためには、**日本国内に住所のある連帯保証人が2名必要**です。

返還開始前に本人・連帯保証人2名に返還内容確認のはがきが届きます。

《連帯保証人と保証人の違い》

連帯保証人は、保証人よりも重い責任を課せられています。連帯保証人には、保証人に認められている、催告の抗弁権（本人に先に請求せよと主張する権利）・検索の抗弁権（本人の資産を先に差し押さえよと主張する権利）・分別の利益（債務の負担につき保証人の人数での分割を主張する権利）が認められていません。

● 第一連帯保証人（奨学生の父母等）

「借用証書」裏面には、現在、登録されている第一連帯保証人の氏名・住所が記載されています。**第一連帯保証人を変更する場合は、在学中の学校へ奨学生異動届（連帯保証人変更）を提出してください。**

（要件）

- ① 奨学生の父、母又は後見人であること。
- ② 奨学金の返還について、債務を保証する能力があること。
- ③ 日本国籍がない場合は、在留資格が「特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」のいずれかであること。

● 第二連帯保証人（奨学生又は第一連帯保証人とは別生計の方）

貸付けの終了に伴う返還の準備を開始する段階（「借用証書」等提出時）で、第一連帯保証人のほかに、新たに次の要件を満たしている第二連帯保証人を立てていただきます。

第二連帯保証人が立てられない場合は、貸付けをした奨学金全額を即時に一括返還していただきます。

（要件）

- ① 奨学生の父、母又は後見人でないこと。
- ② 職業を有し（借用証書提出時に限る）、独立の生計を営んでいること。
- ③ 奨学生又は第一連帯保証人と生計を共にする方でないこと。
（例）奨学生の配偶者でないこと。
- ④ 奨学金の返還について、債務を保証する能力があること。
- ⑤ 未成年者でないこと（職業を有していても不可）。
- ⑥ 奨学金の貸付けを終了した日において、満65歳以下であること。
（例）令和6年3月に貸付けが終了する奨学生の場合
→ 昭和33年4月2日以降に生まれた方
- ⑦ 日本国籍がない場合は、在留資格が「特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」のいずれかであること。
→ 「住民票（在留資格がわかるもの）」又は「在留カード」、「特別永住者証明書」とちらかのコピー（両面）を「印鑑登録証明書」（発行日から3か月以内）と併せて提出してください。

※ 返還期間中に連帯保証人を変更する場合は、16ページの「第7 返還期間中における届け出・申し出」をご覧ください。

第6 延滞と違約金

1 延滞

返還金を払込期限（返還すべき日）までに返還しない場合は、私学財団並びに支払案内業務を委託している債権回収会社（※1）より、支払案内及び督促を行います。

督促を行ったあとも返還されないときは、返還未済額の全額を一括返還していただきます。

また、連帯保証人に対して返還請求を行うこともあります。

※1 「支払案内業務を委託している債権回収会社」について

債権回収会社は、債権管理回収業に関する特別措置法に基づき法務大臣から許可された債権管理回収を専門とする会社で、主な債権回収業務のほかに支払案内業務も行っており、当財団はこの支払案内業務について委託しています。

従って、返還金を延滞されますと、お支払いが未納となっている（延滞している）奨学生または連帯保証人に対して、当財団のほかに債権回収会社からも支払いについて連絡がいくことがあります。債権回収会社から連絡がありましたら、未納金のお支払いについてご回答やご相談をお願いします。

なお、長期間の延滞が続くと、状況により本人及び連帯保証人に対し、^{民事訴訟法}に基づく^{法的措置}を執ります。

2 違約金

奨学金は無利子での貸付けですが、払込期限までに返還されないときには、「東京都育英資金条例施行規則」などの定めにより、年5%（※2）の割合で計算した違約金を加算して請求します。

※2 適用日：平成30年8月31日

（平成30年8月30日以前の期間に対応する違約金の額の計算については14.6%の割合を適用します。）

返還に関するご不明な点や悩みごとは、遠慮なく私学財団へご相談ください。
電話 03（5206）7929（直通）

第7 返還期間中における届け出・申し出

奨学生本人や連帯保証人に、転居、氏名変更等があったときは、必ず私学財団まで届け出てください。

届け出を怠ると、奨学金に関する大切な通知やお知らせが届かず、奨学金返還の遅れにつながる原因ともなりますので、ご注意ください。

私学財団への書類提出の際は、48ページの宛名ラベルを使用してください。

【届け出・申し出が必要な事由・提出書類】

	事 由	提出書類
届 出	奨学生本人・連帯保証人の情報変更 奨学生又は連帯保証人が住所・氏名・電話番号・勤務先を変更したとき	「住所・氏名等変更届」 ⇨23ページ 私学財団ホームページ「返還中の方」から電子申請が可能です。
	連帯保証人の変更 死亡、住所不明、長期にわたり外国へ行かれる場合などにより第一連帯保証人又は第二連帯保証人を変更するとき	「連帯保証人変更届」 ⇨24ページ 新たな連帯保証人の方の印鑑登録証明書1通が必要です。
	国籍の変更 奨学生又は連帯保証人の方が日本国籍を取得したとき、又は日本国籍から離脱したとき	私学財団まで連絡してください。 必要書類などをお知らせします。
	返還口座の変更 奨学金の返還（振替）口座を変更したいとき、又は氏名変更などに伴い、返還（振替）口座を変更したいとき	「預金口座振替依頼書」 私学財団まで請求してください。
申 し 出	返還の猶予 ⇨17～18ページを確認してください。	「返還猶予申出書」 ⇨25ページ
	返還の免除 ⇨19ページを確認してください。	「返還免除申出書」 ⇨26ページ
	返還方法の変更	「返還方法変更申出書」 ⇨27ページ 申出書を作成する前に私学財団まで連絡してください。記入方法などについて案内します。

《 注 意 》

私学財団への届け出・申し出を行わず返還金の支払いを怠ったときには、奨学金の貸付総額の全部又は一部について繰り上げて返還していただきます。

第8 返還の猶予^{ゆうよ}

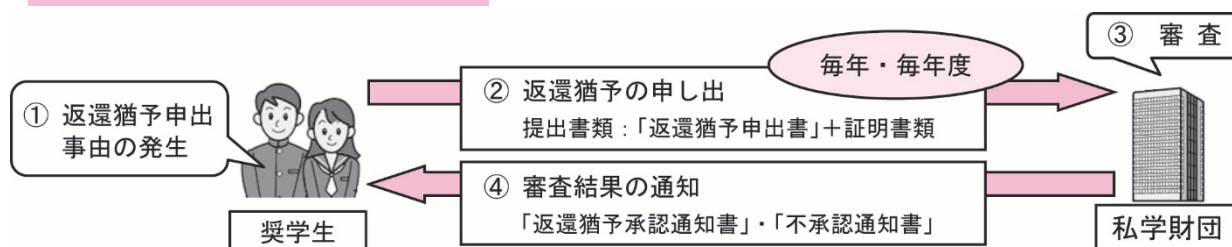
1 返還猶予とは

返還期間中に、何らかの事由により一時的に返還ができないときは、あらかじめ返還猶予の申し出を行うことで返還期間を延長（先延ばし）することができる場合があります。

《注 意》

- 返還猶予の申し出ができるのは、「借用証書」を提出した奨学生に限ります。
- 返還猶予の申し出がない場合は、たとえ在学中でも、自動的に返還が開始されます。
- 申し出をする時点で、すでに払込期限を過ぎた（返還を延滞している）返還金は、遡って猶予することはできません。
- 返還猶予の申し出ができる事由に該当していても、何らかの所得（利子・配当所得・一時所得など）があり、明らかに返還が可能であると判断される場合は、返還猶予の対象となりません。

2 返還猶予の申し出方法



【返還猶予の申し出に必要な書類】

(1) 「返還猶予申し出書」 ⇄ 25ページ

在学中を理由とする猶予等、申し出書の提出が複数回になる場合がありますので、必ずコピーもしくは私学財団ホームページの「私学財団様式集」から印刷して使用してください。

(2) 「猶予申し出書に添付する証明書類」 ⇄ 18ページ

申し出内容によって添付する証明書類が異なります。提出書類が不明な場合は私学財団まで連絡してください。

【提出時期】

猶予開始希望月	提出時期
7月の返還から	毎年4月から5月末日まで(必着)
12月の返還から	原則毎年9月から10月末日まで(必着)

重要

- ① 「返還猶予申し出書」には、押印が必要です。
- ② 猶予期間は1年度内もしくは1年内限りです。継続して猶予を希望する場合は、毎年、上記の提出時期までに申し出が必要です。この時期を過ぎると返還猶予の承認がされません。

【提出先】

公益財団法人東京都私学財団 振興部育英資金課宛
(宛先は表紙参照 ※48ページに送付用の宛名ラベルがあります。)

3 審査結果の通知

提出された書類を審査のうえ、返還猶予が適当と判断した場合は、「返還猶予承認通知書」を送付しますので、承認された内容（特に猶予の承認期間）を必ず確認してください。

貸付終了直後は6か月の据置期間があるため、返還猶予の承認期間は7か月後からとなります。

4 返還猶予の申し出ができる事由

返還の猶予を申し出ることができる事由は、次のとおりです。

事 由		猶予期間	猶予申出書に添付する証明書類	申出可能な限度
1. 災害・事故	奨学生が災害にあったとき（偶発的事故含む）	1年以内	警察・消防その他官公署が発行する証明書のコピー	事由が継続する場合は、申し出ることができる
2. 疾病・傷病	奨学生の長期の疾病・傷病によるとき		医師の診断書（原本）【注1】	
3. 経済的困窮	奨学生の属する世帯が生活保護を受けているとき、又はこれと同程度に生活が困窮しているとき【注2】		(1) 生活保護受給者の場合 生活保護の受給証明書（原本） ----- (2) 生活保護受給者ではない場合 奨学生が属する世帯の構成・所得を証明する書類 （例：住民票（世帯全員の記載があるもの）及び課税（非課税）証明書等）【注3】	
4. 在学中	(1) 奨学生が高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）、大学、大学院に在学するとき【注4】	1年度内（4月から翌年3月）【注5】	<u>在学証明書（原本）</u> （当該年度の4月1日以降に発行されたもの） ※学生証のコピーは不可	
	(2) 高等学校などで在学中に貸付けを辞退したときや、貸付期間が満了しているが在学しているとき			
	(3) 留学の場合	1年度内	<u>在学証明書（原本）</u> （留学（在籍）期間が記載されたもの） ※必ず日本語訳を添付すること	
5. 資格取得中・知識技能習得中	奨学生が職業に必要な資格取得の準備中、又は職業上必要な知識技能の習得中	1年以内	事由を証明する書類及び奨学生の健康保険証のコピー（奨学生が被扶養者であるもの。国保不可）【注6】	
6. 進学準備中	奨学生が大学又は大学院への進学準備中	1年度内（4月から翌年3月）	(1) 予備校在学の場合 予備校の在学証明書（原本）【注4】 ----- (2) 自宅学習の場合 お問い合わせください。	
7. その他	その他やむを得ない事情によるもの	1年以内	お問い合わせください。	事由が継続する場合は、申し出ることができる

【注1】 疾病・傷病を理由として、治療期間・就労が困難であることの記載が診断書になければ、猶予の対象とは認められません。

【注2】 単に無職や失業中、専業主婦、妊娠及び育児中であることは猶予事由に該当しません。詳しくはお問い合わせください。

【注3】 所得を証明する書類とは「所得証明書」「課税証明書」「非課税証明書」などです。現在、減収している場合は直近2か月分の給与明細等を追加提出してください。詳しくはお問い合わせください。

【注4】 大学等の通信教育課程や聴講生としての在学、週に1～2回程度の各種学校等への在籍、収入がある研修生、返還困難と推定できない場合は、返還猶予の承認がされないことがあります。

【注5】 継続して猶予を希望する場合でも、進級することに猶予の申し出が必要となります。

【注6】 保険証の被保険者記号・番号は黒塗りするなどして見えないようにしてください。保険証が国民健康保険の場合はお問い合わせください。

第9 返還の免除^{めんじょ}

1 返還免除とは

奨学生本人が死亡又は心身の機能に著しい障害を受け、働くことが困難な状況となり、将来にわたって返還することができなくなったときには、奨学金の返還を途中で終了する申し出ができます。

2 返還免除の申し出方法

(1) 必要な書類

返還免除を申し出る事由が生じたときは、必要となる書類や手続きについてお知らせしますので、速やかに私学財団まで連絡してください。

(2) 提出時期

随時、申し出を受け付けています。

(3) 提出先

公益財団法人東京都私学財団 振興部育英資金課宛

(宛先は表紙参照 ※48ページに送付用の宛名ラベルがあります。)

※ 奨学生本人が直接、私学財団あてにお送りください。

なお、本人が死亡した場合等により申し出ができないときは、ご家族や連帯保証人、その他関係者による申し出ができます。

3 審査結果の通知

提出された書類を審査のうえ、返還免除が適当と判断した場合には、「返還免除承認通知書」を本人（又は申出者）に送付します。

4 その他

返還の猶予が一定期間継続して承認されたことをもって、自動的に返還が免除になるものではありません。

第10 様式集

様式1	東京都育英資金借用証書	21
様式2	住所・氏名等変更届	23
様式3	連帯保証人変更届	24
様式4	返還猶予申出書	25
様式5	返還免除申出書	26
様式6	返還方法変更申出書	27

【様式について】

返還期間の途中で変更があった場合は、様式をコピーして使用してください。

様式1は見本のため、使用しないでください。

様式2～4は、私学財団ホームページからダウンロードできます。

東京都私学財団 育英資金 返還中の方

検索



https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_ikuei/pa_ikuei3.html

奨学生番号	
氏名	

東京都育英資金 借用証書

借用金額

東京都育英資金奨学生として、上記金額を借用しました。
 ついては、貴財団育英資金貸付事業規程等の規定に従い、私達奨学生及び連帯保証人両名が連帯して、裏面奨学金返還計画書のとおり、遅滞なく返還することを誓約いたします。
 万一育英資金の返還を怠った場合には、違約金を課せられ、奨学金返還計画書に記載した返還期限の到来前において、貴財団の指定した日までに、返還未済額の全部を一括して返還することを請求され、強制執行の手続きをとられても異議ありません。
 また、以下のことについて同意します。
 ・連帯保証人の1人に対する履行請求並びに連帯保証人の1人が行う承認及び時効の利益の放棄は、奨学生本人及びその他の連帯保証人にも効力を生じること
 ・東京都育英資金制度並びに貴財団育英資金貸付事業規程等に関して訴訟の必要を生じたときは、貴財団の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすること

年	月	日
---	---	---

公益財団法人東京都私学財団理事長 殿

● **自署** と記載のあるところは、必ずご本人が記入してください。
 ● 押印は、奨学生・父・母それぞれ別の印にしてください。スタンプ印は不可です。

※記入は黒のボールペンを使用してください。

自署 奨学生本人	フリガナ			電話番号		印
	氏名	自宅				
		携帯				
	住所	〒				
	進学先又は勤務先名称	〒				
進学先又は勤務先住所	〒					
自署 第一連帯保証人 (父母等)	フリガナ	生年月日	年齢	本人との続柄	実印	
	氏名	年 月 日				
	住所	〒				
	電話番号	(自宅)	(携帯)			
	勤務先名称(職業)	電話番号				
勤務先住所	〒					
自署 第二連帯保証人 (別生計・65歳以下)	フリガナ	生年月日	年齢	本人との続柄	実印	
	氏名	年 月 日				
	住所	〒				
	電話番号	(自宅)	(携帯)			
	勤務先名称(職業)	電話番号				
勤務先住所	〒					

← 印鑑証明添付

← 印鑑証明添付

※以下は、奨学生が未成年の場合のみ記入し、親権者（父母）それぞれが自署・押印してください。（後見人がいる場合は後見人）

自署 親権者 又は 後見人 (連帯保証人であっても省略しない)	氏名			電話番号		印
	住所	〒				
	氏名			電話番号		印
	住所	〒				

住所・氏名等変更届

年	月	日
---	---	---

公益財団法人東京都私学財団理事長 殿

奨学生番号		借受者氏名 (奨学生本人)	
-------	--	------------------	--

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

【変更する方】今回、変更する方に○をつけ、氏名を記入してください。

<input type="radio"/>	本人	氏名	
<input type="radio"/>	連帯保証人(父母等)		
<input type="radio"/>	連帯保証人(別生計)		

※ 複数の方が変更する場合は、それぞれ変更届を提出してください。

変更がある箇所のチェックボックスに✓をして内容を記入してください。

【住所変更】

新住所	〒		
	固定電話番号		携帯電話番号
	E-mail アドレス		

【氏名変更】

フリガナ	
新氏名	
旧氏名	

【勤務先変更】

名称	
所在地	〒
電話番号	

※ 連帯保証人を変更する場合は、別途「連帯保証人変更届」を提出してください（印鑑登録証明書が必要です）。

この用紙に記載された個人情報は、奨学金の返還に関してのみ使用し、収集目的を超えた利用及び第三者への提供はいたしません。また、保管している個人情報は、関係法令等に基づき厳重に管理します。

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

公益財団法人東京都私学財団理事長 殿

下記のとおり旧連帯保証人を新連帯保証人に変更しますので、届け出ます。

奨学生番号		借受者氏名 (奨学生本人)	(印)
住 所	〒		
	固定電話番号	携帯電話番号	
進学先又は 勤務先名称	電話番号		
進学先又は 勤務先住所	〒		

旧連帯保証人 (父母等) (別生計)	氏名		電話番号	
	住所	〒		
どちらかを○で かこんでください。				

変更理由	
------	--

私は、旧連帯保証人に代わり借受者(奨学生)の連帯保証人となり、借受者(奨学生)が既に貴財団に提出した「借用証書」記載の連帯保証人としての義務及び同意事項(連帯保証人の1人に対する履行請求並びに連帯保証人の1人が行う承認及び時効の利益の放棄は、借受者(奨学生)本人及びその他の連帯保証人にも効力を生じること、東京都育英資金制度並びに貴財団育英資金貸付事業規程等に関して訴訟の必要を生じたときは、貴財団の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすること)について理解し、これらを遵守することを誓約します。

新連帯保証人 【自署・押印】 印鑑登録してある 印鑑で押印して ください。 (必ず新連帯保証 人の承諾を得て、 印鑑登録証明書 を添えて提出して ください。)	フリガナ		実印		電話 番号	自宅	
	氏名					携帯	
	住所	〒					
	生年月日	年 月 日			本人との続柄		
	勤務先	名 称				電話番号	
所 在 地		〒					

(以下は、奨学生が未成年の場合のみ記入し、自署・押印してください。)

親権者又は 未成年後見人 【自署・押印】	氏名		(印)	電話番号	
	住所	〒			
	氏名		(印)	電話番号	
	住所	〒			

この用紙に記載された個人情報は、奨学金の返還に関してのみ使用し、収集目的を超えた利用及び第三者への提供はいたしません。また、保管している個人情報は、関係法令等に基づき厳重に管理します。

返 還 猶 予 申 出 書

年 月 日

公益財団法人東京都私学財団理事長 殿

下記の理由により、奨学金の返還猶予を申し出ます。

奨学生番号		借受者氏名 (奨学生本人)	印
住 所	〒		
	固定電話番号	携帯電話番号	

本人記入欄	返還猶予を希望する期間 (最長で1年間)	年 月 から 年 月
	返還猶予を希望する事由 (該当する数字一つに○をつける)	1 災害 2 長期の疾病・傷病 3 経済的困窮 4 在学中 5 職業に必要な資格取得中、又は職業上必要な知識技能の習得中 6 進学準備中(志望校を理由欄に明記のこと) 7 その他 (事由3・5・6については具体的理由を記入のこと)

(注意事項)

1. 在学中による返還猶予を申し出るときは、**在学証明書**[各学校が発行]を添付してください(学生証のコピーは認められません。)
在学期間中は、学年(年度)ごとに返還猶予の手続きが必要です。
2. 長期の疾病による申し出は、治療期間・就労が困難であることを記した医師の診断書を添付してください。
3. 奨学生番号が二つ以上ある方で、同時に返還猶予の申し出をする場合は、貸付けを受けていた学校ごとに申出書を作成してください(ただし、申出書に添付する証明書類等は一式で構いません。)

この用紙に記載された個人情報、奨学金の返還に関してのみ使用し、収集目的を超えた利用及び第三者への提供はいたしません。また、保管している個人情報は、関係法令等に基づき厳重に管理します。

返 還 免 除 申 出 書

年 月 日

公益財団法人東京都私学財団理事長 殿

下記の理由により、奨学金の返還免除を申し出ます。

奨学生番号		借受者氏名 (奨学生本人)	(印)
住 所 ※	〒	本人死亡等の場合の申出者氏名	(印)
		本人との関係： 父母 ・ 連帯保証人 ・ その他()	
	固定電話番号	携帯電話番号	

※ 本人死亡等の場合は、申出者の住所を記入してください。

申出者記入欄	借 用 金 額		円	す 返 還 免 除 を 希 望 理 由
	返 還 済 額		円	
	返 還 未 済 額		円	
	免除を希望する金額		円	

本人の状況	返 還 す る こ と が で き な く な っ た 理 由	
	家 族 構 成	
	生 活 状 況	

連 帯 保 証 人 の 状 況	
-----------------	--

(注意事項)

1. 死亡による返還免除の申し出は死亡を証する書類を、心身障害による申し出はその事実を証する医師の診断書を添付してください。
2. 本人の状況、連帯保証人の状況はそれぞれ具体的に、かつ、詳細に記入してください。

この用紙に記載された個人情報は、奨学金の返還に関してのみ使用し、収集目的を超えた利用及び第三者への提供はいたしません。また、保管している個人情報は、関係法令等に基づき厳重に管理します。

返 還 方 法 変 更 申 出 書

年 月 日

公益財団法人東京都私学財団理事長 殿

下記により、奨学金の返還方法を変更したいので申し出ます。

奨学生番号		氏名	(印)
住 所	〒		
	固定電話番号	携帯電話番号	
進学先又は勤務先名称	電話番号		
進学先又は勤務先住所	〒		

現在の返還計画は、以下のとおりです。

返還種別	① 年1回払い(年賦)	② 年2回払い(半年賦)	返還月	7月 12月	返還開始年月	年 月 から
1回の返還金額		×	回	=		円
最終回の返還金額		×	1回	=		円
年 月現在の残額		円(別途滞納額が 円あります。)				
最大残回数	年賦 回	半年賦 回				

返還方法変更後(該当する部分に○をつけてください。)

開始希望月	年 月 から	希望する返還回数	回
返還種別	① 年1回払い(年賦)	② 年2回払い(半年賦)	③ 全額一回払い
返還月	7月 12月		
1回の返還金額		×	回 =
最終回の返還金額		×	1回 =
変更を希望する理由			

連帯保証人 (父母等)	氏名	(印)	電話番号
	住所	〒	
【自署・押印】			

連帯保証人 (別生計)	氏名	(印)	電話番号
	住所	〒	
【自署・押印】			

(以下は、奨学生が未成年の場合のみ記入し、自署・押印してください。)

親権者又は未成年後見人	氏名	(印)	電話番号
	住所	〒	
【自署・押印】			

親権者	氏名	(印)	電話番号
	住所	〒	
【自署・押印】			

この用紙に記載された個人情報、奨学金の返還に関するのみ使用し、収集目的を超えた利用及び第三者への提供はいたしません。また、保管している個人情報は、関係法令等に基づき厳重に管理します。

第11 資料

公益財団法人東京都私学財団	育英資金貸付事業規程	……………	29
公益財団法人東京都私学財団	育英資金貸付事業要綱	……………	38
公益財団法人東京都私学財団	育英資金返還金減免及び返還猶予実施要綱	…	42

公益財団法人東京都私学財団は、東京都育英資金条例並びに同施行規則によって、育英資金貸付事業を行う指定団体です。

東京都育英資金の奨学生本人と2名の連帯保証人は、当財団の上記の規程及び要綱の規定に従っていただきます。

公益財団法人東京都私学財団 育英資金貸付事業規程

[平成 23 年 4 月 1 日制定]

[平成 30 年 9 月 25 日一部改正]

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人東京都私学財団（以下「財団」という。）が定款第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育を受ける機会の拡充に寄与し、もって社会に貢献し得る人材の育成に資することを目的とし、東京都の区域内（以下「都内」という。）に住所を有し、高等学校、高等専門学校又は専修学校に在学する者のうち、勉学意欲がありながら、経済的事由により修学困難な者に対し、修学上必要な学資金の一部（以下「奨学金」という。）を貸し付ける事業（以下「東京都育英資金貸付事業」という。）を行うため、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 1 条に定める高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）をいう。
- (2) 高等専門学校 法第 1 条に定める高等専門学校をいう。
- (3) 専修学校 法第 124 条に基づき設置された専修学校の高等課程及び専門課程をいう。
- (4) 学校等 高等学校、高等専門学校及び専修学校をいう。
- (5) 校長 学校等の長をいう。
- (6) 奨学生 この規程による奨学金の貸付けを受ける者をいう。

第 2 章 申 込

(奨学金の借受け資格)

第 3 条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 貸付けを開始する月（貸付けの対象となる期間の最初の月をいう。以下同じ。）の初日に、都内に住所を有すること。
- (2) 貸付けを受ける者を所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 33 号に規定する同一生計配偶者若しくは同項第 34 号に規定する扶養親族とする者又はこれらに準ずる者として理事長が定めるものが、貸付けを開始する月の初日に、都内に住所を有すること。
- (3) 同種の資金を他から借受けていないこと。
- (4) 第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる学校に在学していること。ただし、高等専門学校及び専修学校の専門課程については、当該学校が都内に所在するものに限る。
- (5) 勉学意欲がありながら、経済的事由により修学が困難であること。
- (6) 次の表の左欄に掲げる者であって、同表右欄に掲げる学校に在学しているものでないこと。

専修学校の専門課程又は大学（短期大学を含む。）に在学し、東京都育英資金の貸付けを受けていたことがある者	専修学校の専門課程
高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に在学し、東京都育英資金の貸付けを受けていたことがある者	高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程

- (7) 大学院に在学したことがないこと。
- (8) 第 17 条第 2 項に定める返還期間(ただし書を除く。)の末日に満 65 歳を超えないこと。
- 2 前項各号に定めるもののほか、日本国籍を有しない者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)第 3 条に規定する法定特別永住者
 - (2) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下この条において「令」という。)別表第 2 に規定する永住者
 - (3) 令別表第 2 に規定する日本人の配偶者等
 - (4) 令別表第 2 に規定する永住者の配偶者等
 - (5) 令別表第 2 に規定する定住者
- 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その規定を適用しないことができる。
 - (1) 貸付けを開始する月の初日に、貸付けを受ける者で高等学校又は専修学校高等課程に在学するものが、やむを得ない事由により一時的に東京都の区域外に住所を有する場合。
 - (2) 貸付けを開始する月の初日に、貸付けを受ける者を所得税法第 2 条第 1 項第 33 号に規定する同一生計配偶者若しくは同項第 34 号に規定する扶養親族とする者又はこれらに準ずる者として理事長が定めるものが、職務上のやむを得ない事由により一時的に東京都の区域外に住所を有する場合。(奨学金の貸付額等)
- 第 4 条 奨学金の貸付額は、別表第 1 に掲げる額とする。
- 2 奨学金を貸し付けることができる期間は、貸付けを開始する月から奨学生が在学する学校等の修業年限の終わる月までとする。
- (奨学金の申込及び推薦)
- 第 5 条 奨学金の貸付けを受けようとする者(以下「申込者」という。)は、この規程に基づく育英資金貸付事業要綱(以下「要綱」という。)で定める申込書を校長を経由して、理事長に提出するものとする。
- 2 校長は、前項の申込書を受領した場合で、この規程に定める借受け資格の要件に適合し、奨学生として適当と認めたときは、当該申込書に推薦所見を添えて提出するものとする。
- (申込時の連帯保証人)
- 第 6 条 申込者は、次の要件を備えた連帯保証人を一名立てなければならない。
 - (1) 申込者の父若しくは母又はこれらに準ずる者であること。
 - (2) この奨学金の貸付けに伴う債務を保証する能力があること。
- 2 前項の連帯保証人が日本国籍を有しない場合にあつては、第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当するものでなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する要件を備えていない者であっても、理事長が適当と認めたときは、その者を連帯保証人とすることができる。
- 4 理事長は、連帯保証人を適当でないとしたときは、その変更を求めることができる。
- (奨学生の選考)
- 第 7 条 理事長は、申込者から第 5 条の規定により申込書の提出があつた場合は、第 9 条に規定する委員会の議を経て、奨学金貸付けの可否を決定し、申込者に通知する。
- (選考基準)
- 第 8 条 前条の規定により、奨学生を決定する基準は、次に掲げるところにより毎年度別に定める。

- (1) 勉学意欲 勉学の意思があり、学業を確実に修了する見込みがあると校長が認める者であること。
 - (2) 家計状況 学資が十分得られない程度に困窮していること。
- (選考委員会)

第9条 奨学生の選考の公正を期するため、財団に選考委員会を置く。

2 選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第3章 貸付

(学業状況等の報告)

第10条 校長は、奨学金の受領資格（奨学金を借り受ける資格をいう。以下同じ）、奨学生の学業状況その他別に定める事項について、理事長に報告するものとする。

(届出事項)

第11条 奨学生又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、要綱で定めるところにより校長を経由して、速やかに理事長に届け出るものとする。

- (1) 奨学生又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 奨学生又は連帯保証人が死亡し、又は住所が不明になったとき。
- (3) 奨学生が、休学、復学、転校又は退学したとき。
- (4) 奨学生が、疾病による長期の入院、留学等で通学できなくなったとき。
- (5) 奨学生又は連帯保証人が、日本国籍を取得し、又は日本国籍から離脱したとき。

(奨学金の打ち切り)

第12条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを打ち切ることができる。

- (1) 第3条第1項第3号又は第4号に該当しなくなったとき。
- (2) 東京都の区域外に転出したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 奨学金の貸付けを辞退したとき。
- (5) 不正な手続により奨学金の貸付けを受けたとき。
- (6) 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用したとき。
- (7) 休学した奨学生が、2年以内に復学しない場合又は復学する見込みがないとき。
- (8) 留年が連続2回に及んだとき。
- (9) 第10条に規定する報告において、受領資格又は勉学意欲が確認されないとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、奨学金を貸し付けることが適当でないと理事長が認めるとき。

(奨学金の休止)

第13条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを休止することができる。

- (1) 奨学生が休学したとき。
- (2) 奨学生が留年したとき（ただし、校長が留年した奨学生について次年度の学業成果を認める場合を除く。）。
- (3) 奨学生が停学となったとき。
- (4) 奨学生が在学中に留学したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸付けを休止することが適当であると理事長が認めたとき。

2 前項の規定により奨学金の貸付けを休止することができる期間は、その事実の発生した日の前日の属する月の翌月から、その事実の終了する日の属する月までの期間とする。ただし、前項第2号に規定する期間は、進級すべき日の属する月から進級した日の属する月の前月までの期間とする。

3 第1項第2号ただし書により継続して貸し付けた期間は、修業年限に含むものとする。

第4章 返 還

(借用証書)

第14条 奨学生は、貸付けを受けるべき奨学金の全額を受領したときは、借用証書に奨学金の返還計画を添えて、要綱で定める日までに校長を経由して理事長に提出するものとする。

2 校長は、前項の要綱で定める日までに、奨学生の奨学金の貸付総額を確認するとともに、奨学生から提出された借用証書を理事長に提出するものとする。

3 理事長は、奨学生が第1項の要綱で定める日までに借用証書を理事長に提出しないときは、奨学金の貸付総額を一括して返還することを請求することができる。

(借用証書提出時の連帯保証人)

第15条 借用証書には、連帯保証人二人が連署しなければならない。

2 前項に規定する連帯保証人のうち一人は、第6条に規定する連帯保証人とする。

3 第1項の連帯保証人のうち、前項の連帯保証人(以下「第一連帯保証人」という。)を除く他の一人は、次の要件を備えた者でなければならない。

(1) 第6条第1項第1号に該当する者でないこと。

(2) 職業を有し、独立の生計を営んでいること。

(3) 奨学金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)又は第一連帯保証人と生計を同一にする者でないこと。

(4) 奨学金の返還について保証する能力があること。

(5) 未成年者でないこと。

(6) 奨学金の貸付けを終了した日において満65歳を超えないこと。

(7) 日本国籍を有しない場合は、第3条第2項に該当する者であること。

4 前項第2号に規定する職業要件については、借用証書の提出時に限るものとする。

5 第6条第3項及び第4項の規定は第1項の連帯保証人について準用する。

(奨学金の利子)

第16条 奨学金は無利子とする。

(返還方法及び返還期間)

第17条 奨学金の借受者は、当該奨学金の貸付けの対象となる期間が満了する月の翌月から起算し6月を経過した後、次項及び第3項で定めるところにより、返還しなければならない。ただし、借受者は、当該奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

2 奨学金の返還期間は、奨学金の貸付総額を、別表第2左欄の貸付総額の区分に対応する同表右欄の年賦基準額で除した期間(その期間に1年未満の端数があるとき、又はその期間が1年未満であるときは、その端数期間又はその1年とする。)とする。ただし、借受者が希望する場合は、これより短い期間を返還期間とすることができる。

3 奨学金は、年賦、半年賦により返還するものとし、返還すべき日(以下「払込期限」という。)は要綱で定める。

4 理事長は、奨学金の借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付総額の全部又は一部について繰上返還を求めることができる。

(1) 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用していたとき。

- (2) 不正な手続により奨学金の貸付けを受けていたとき。
 - (3) 第 20 条に規定する届出を怠ったとき。
 - (4) 第 1 項（ただし書を除く。）に規定する奨学金の返還を怠ったとき。
- 5 借受者が次条の規定による督促等を受けても、返還を遅滞した奨学金を返還しないとき又はその他必要があると理事長が認めるときは、通知・催告を要さず第 1 項から第 3 項までの期限の利益を喪失する。この場合において、理事長は、借受者及び連帯保証人（以下「借受者等」という。）に対し、直ちに貸付総額から返還済みの額を除いた額（以下「返還未済額」という。）の全部の返還を請求することができる。ただし、第 21 条各号又は第 22 条第 1 項各号に該当する場合はこの限りでない。

（督促）

第 18 条 借受者が、返還金を要綱で定める払込期限までに返還しないときは、返還を督促するものとする。

（違約金）

第 19 条 理事長は、借受者が奨学金の返還を遅滞した場合は、払込期限の翌日から払込日までの期間の日数に応じ、その遅滞した額に年 5 パーセントの割合を乗じて得た額を違約金として請求するものとする。ただし、奨学金の借受者が、災害その他やむを得ない事由により奨学金の返還を遅滞したと認められるときは、その違約金の全部又は一部を免除することができる。

2 前項に定める違約金額に千円未満の端数があるとき又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（届出事項）

第 20 条 借受者又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、要綱で定めるところにより、速やかに理事長に届け出るものとする。

- (1) 借受者又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 借受者又は連帯保証人が死亡し、又は住所が不明になったとき。
- (3) 借受者又は連帯保証人が日本国籍を取得し、又は日本国籍から離脱したとき。

（返還金の減免）

第 21 条 理事長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 精神又は身体の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき。
- (3) 次条第 1 項第 1 号から第 3 号までに該当して引き続き 5 年以上返還を猶予した場合で、なお将来にわたって返還の見込みがないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか特に必要があると理事長が認めたとき。

（返還金の猶予）

第 22 条 理事長は、借受者が次の各号のいずれかの事由により奨学金の返還が困難と認められるときは、返還を猶予することができる。

- (1) 災害（偶発事故を含む。）により損害を被ったため返還が困難と認められるとき。
- (2) 長期の疾病、傷病により返還が困難と認められるとき。
- (3) 経済上の事由により返還が困難と認められるとき。
- (4) 学校に在学中又は進学準備中であるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由があるとき。

2 返還を猶予する期間は、1年以内とする。ただし、理由となる事実が継続している場合には、重ねて猶予することができる。

(返還方法の変更)

第23条 理事長は、借受者の申し出により第17条の返還方法の変更を承認することができる。

ただし、変更後の返還計画は、借受者が満66歳に達する日前に返還を終了するものでなければならない。

(返還金の減免・猶予の基準)

第24条 第21条及び第22条に定める返還金の減免及び返還の猶予については、別に定める基準によるものとする。

(返還の強制)

第25条 借受者等が第18条の規定による督促等を受けても奨学金を返還しない場合において理事長が必要と認めるときは、別に定めるところにより民事訴訟法(平成8年法律第109号)第7編督促手続及び民事執行法(昭和54年法律第4号)その他強制執行の手続に関する法令に定める手続を行うものとする。

(返還未済額の全部の返還の強制等)

第26条 借受者等が、理事長が指定した日(以下「指定期限」という。)までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その遅滞している返還未済額の全部の額につき違約金を請求するものとする。この場合において、第19条を準用する。

2 借受者等が、返還未済額の全部及び違約金等の返還の請求を受けてもその返還を行わないときは、前条の規定を準用する。

(返還金等の充当順位)

第27条 借受者に、返還金のほかに違約金及び督促費用を請求する場合において、その者から支払われた額がその全額に満たないときは、督促費用、違約金、返還金の順に充当する。

(債権放棄)

第28条 理事長は、奨学金返還金の債権放棄を行うときは、別に定める基準に基づき行うものとする。

第5章 雑 則

(補助金)

第29条 財団は、東京都育英資金貸付事業の実施に当たり、東京都から補助金の交付を受ける場合は、東京都が定める補助金交付要綱に基づき、所定の手続を行うものとする。

(規程の改廃)

第30条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て理事長が行う。

(委任)

第31条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

(財団法人東京都私学財団育英資金貸付事業規程の廃止)

- 2 公益財団法人東京都私学財団に移行した特例財団法人東京都私学財団及び同法人に移行した財団法人東京都私学財団が施行した育英資金貸付事業規程(平成17年4月1日制定)(以下「旧規程」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行前に、旧規程に基づき奨学金の貸付けを受けている者又は奨学金の貸付けを受けた者で奨学金の返還を終了していない者については、なお従前の例による。
- 4 平成23年3月31日現在学校に在学する者で、新たに奨学金の貸付けを受けようとする者の貸付額については、旧規程を適用する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この改正規程第3条第1項第2号及び第3条第3項第2号の規定は、同年7月4日から適用する。
- 3 この改正規程第19条第1項の規定は、同年8月31日から適用する。
- 4 この改正規程第19条第1項の規定は、この規定の適用日以後の期間に対応する違約金の額の計算について適用し、同日前の期間に対応する違約金の額の計算については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

区分	奨学生の種類	貸付額（月額）
高等学校	国、地方公共団体又は国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する高等学校の生徒	18,000円
	私立の高等学校の生徒	35,000円
	国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する高等学校の生徒のうち交通遺児である者	35,000円
	私立の高等学校の生徒のうち交通遺児である者	40,000円
高等専門学校	国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する高等専門学校の生徒	18,000円
	私立の高等専門学校の生徒	35,000円
	国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置する高等専門学校の生徒のうち交通遺児である者	35,000円
	私立の高等専門学校の生徒のうち交通遺児である者	40,000円
専修学校の高等課程	国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の高等課程の生徒	18,000円
	私立の専修学校の高等課程の生徒	35,000円
	国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の高等課程の生徒のうち交通遺児である者	35,000円
	私立の専修学校の高等課程の生徒のうち交通遺児である者	40,000円
専修学校の専門課程	国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の専門課程の生徒	45,000円
	私立の専修学校の専門課程の生徒	53,000円

備考

- 交通遺児とは、交通事故（交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第2条に規定する陸上交通、海上交通及び航空交通における事故をいう。）により死亡し、又は後遺障害（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第1第一級及び第二級、別表第2第一級から第四級までに該当する後遺障害又はこれと同程度のものをいう。）を受けた父若しくは母又はこれらに準ずる者に扶養されていた者をいう。
- 高等学校及び専修学校の高等課程の生徒（交通遺児を除く。）のうち、やむを得ない理由により自宅外通学をする者については、貸付額を5,000円増額することができる。

別表第2（第17条関係）

貸付総額	年賦基準額
200,000円以下のもの	30,000円
200,000円を超え400,000円以下のもの	40,000円
400,000円を超え500,000円以下のもの	50,000円
500,000円を超え600,000円以下のもの	60,000円
600,000円を超え700,000円以下のもの	70,000円
700,000円を超え900,000円以下のもの	80,000円
900,000円を超え1,100,000円以下のもの	90,000円
1,100,000円を超え1,300,000円以下のもの	100,000円
1,300,000円を超え1,500,000円以下のもの	110,000円
1,500,000円を超え1,700,000円以下のもの	120,000円
1,700,000円を超え1,900,000円以下のもの	130,000円
1,900,000円を超え2,100,000円以下のもの	140,000円
2,100,000円を超え2,300,000円以下のもの	150,000円
2,300,000円を超え2,500,000円以下のもの	160,000円
2,500,000円を超え3,400,000円以下のもの	170,000円
3,400,000円を超えるもの	総額の20分の1

備考

国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する高等学校又は専修学校の高等課程に在学して奨学金の貸付けを受けた者の貸付総額は、私立の同種の学校に当該期間在学した場合に貸付けを受けることとなる奨学金の額により計算した貸付総額とする。

公益財団法人東京都私学財団 育英資金貸付事業要綱

[平成 23 年 4 月 1 日制定]

[平成 28 年 4 月 1 日一部改正]

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人東京都私学財団育英資金貸付事業規程（以下「規程」という。）第 31 条の規定に基づき、東京都育英資金貸付事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 申 込

(奨学金の借受け資格)

第 2 条 規程第 3 条の奨学金の借受け資格に関する事項は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 規程第 3 条第 1 項第 3 号で定める同種の資金とは、日本学生支援機構、他の地方公共団体その他財団法人等から貸付けを受けている奨学金とし、給付による奨学金を除いたものをいう。
- (2) 規程第 3 条第 1 項第 4 号ただし書に定める都内に所在する学校とは、主として授業を受ける校舎が都内に所在するものをいう。

(奨学生の募集)

第 3 条 奨学生の募集は、次に掲げる区分に従い、次に掲げる期間に在学を窓口として行うものとする。

- (1) 一般募集（一定の期間を設けて行う募集をいう。） 募集期間は年度ごとに定める。ただし、秋季入学者に対する期間は、別に定めることができる。
- (2) 予約募集 中学校（学校教育法第 1 条（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部をいう。以下同じ。）の第 3 学年に在籍し、高等学校又は専修学校高等課程に入学を希望する者に対して行う募集をいう。） 募集期間は年度ごとに定める。
- (3) 交通遺児募集（規程別表第 1 備考の適用を受ける者の募集をいう。） 随時
- (4) 特別募集（概ね一般募集の期間経過後に、不慮の災害等による家計の急変があり経済的に修学困難になった者の募集をいう。） 随時

(貸付の申込書等)

第 4 条 規程第 5 条第 1 項の規定により奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、申込書のほか、住民票、住民税課税証明書及び必要に応じて理事長が求める書類を添付するものとする。

(予約申込書等)

第 5 条 第 3 条第 2 号に定める募集において、申込者は中学校を窓口として、予約申込書により奨学金の予約申込を行うことができる。この場合において、当該中学校の校長は、推薦所見を予約申込書に添えて提出するものとする。

- 2 第 4 条の規定は、前項による申込みをする者に準用する。
- 3 第 1 項の申込みをした者の選考は、規程第 7 条から第 9 条までを準用する。この場合において、規程第 8 条第 1 号中「校長」とあるのは「中学校長」と読み替える。
- 4 前項により選考した者への通知は、在学する学校を通じて行うものとする。

5 前項に定める通知により採用候補者として決定された者は、在学する中学校を經由して、採用候補者進学届兼確認書又は辞退届を提出するものとする。

(奨学生の決定)

第6条 規程第7条の規定による申込者への貸付け可否の通知は、申込者が在学する学校を通じて行うものとする。

なお、貸付の決定を通知する場合は、奨学生原票を学校等に送付するものとする。

2 第5条第5項の規定による届を提出した者への通知は、貸付決定の場合は、採用候補者が進学した学校を通じて行うものとする。この場合において、奨学生原票を学校に送付するものとする。また、不採用の場合は本人に通知するものとする。

第3章 貸付

(奨学金の貸付等)

第7条 奨学金は、奨学生から届出のあった本人名義の口座に口座振替払いの方法によって毎月振り込むものとする。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて振り込むことができる。

2 前項の本人名義の口座については、口座振込依頼書により届け出るものとする。

3 第1項に定める本人名義の口座には、外国籍の者が日本名で設けたものを含むものとする。

なお、口座名義以外の申込、届出等についても、外国籍の者にあつては、通称名をかつこ書きで併記できるものとする。

(学業状況等の報告)

第8条 規程第10条に定める奨学金の受領資格の確認は、毎年5月、10月及び1月に、奨学生の学業状況の報告は、毎年3月に行うものとする。

(届出事項)

第9条 規程第11条の届出は、奨学生異動届により校長を經由して行うものとする。

2 校長は、前項の届出を受けた場合にはこれを速やかに理事長に送付し、届出前に事実を確認した場合は奨学生異動届(学校作成用)により、速やかに理事長に通知するものとする。

3 奨学生は、規程第13条第1項第2号ただし書の規定に基づき、校長が留年した奨学生について次年度の学業成果を認める場合は、貸付継続願(原級留置用)により、校長を經由して理事長に届け出るものとする。

4 理事長は、前三項の届出又は通知に係る処理結果を校長に通知するものとする。

5 規程第2条第1項第1号から第3号までに規定する学校及び第3条第2号に規定する中学校が学校の名称、所在地の変更等を行った場合は、校長は、学校名等変更届により届け出るものとする。

第4章 返還

(借用証書)

第10条 規程第14条に規定する借用証書を提出する日は、次のとおりとする。

(1) 貸付期間の満了により貸付けを終了したとき。奨学金の全額を受領した日の翌日から起算して一月を経過した後の理事長が指定する日

(2) 規程第12条第1号から第3号までのいずれかに該当し貸付けを終了したとき。貸付け終了事由の生じた日(奨学金の全額を受領した日が後の場合は奨学金の全額を受領した日)の翌日から起算して一月を経過した日

(3) 規程第12条第4号から第10号までのいずれかに該当し貸付けを終了したとき。理事長が貸付けの打切りを通知した日の翌日から起算して一月を経過した日

(連帯保証人)

第 11 条 借受者は、規程第 14 条第 1 項により借用証書を提出するときは、連帯保証人の印鑑証明書を添付するものとする。

2 借受者が、規程第 15 条第 1 項の連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更届により、理事長に届け出るものとする。

3 理事長は、前項により提出された連帯保証人変更届を承認したときは、借受者に通知するものとする。

(返還方法)

第 12 条 規程第 17 条第 3 項で規定する要綱で定める日は、次のとおりとする。ただし、その日が金融機関が取引を行わない日等に該当するときは、別に定める日とする。

(1) 年賦 7 月末日又は 12 月末日

(2) 半年賦 7 月末日及び 12 月末日

(3) 前各号のほか理事長が定める日

2 規程第 17 条第 3 項に定める奨学金の返還は、口座振替により行うものとする。ただし、やむを得ない理由があると理事長が認めた場合は、払込票により返還することができる。

なお、口座振替を行う場合は、事前に借受者に通知するものとする。

また、口座振替が不能となった場合は、借受者に通知するものとする。

3 返還が完了した場合は、借受者に通知するものとする。

(督促)

第 13 条 規程第 18 条の定めにより督促するときは、払込期限から 30 日以内に行う。

(違約金)

第 14 条 規程第 19 条に基づき通知する違約金の払込みは、口座振替又は払込票により行うものとする。

(届出事項)

第 15 条 規程第 20 条第 1 号の届出は、住所・氏名等変更届により行うものとする。

(返還方法の変更)

第 16 条 規程第 23 条の規定により返還方法の変更を申し出る者は、返還方法変更申出書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の申し出を承認したときは、申出者に通知するものとする。

(分割納付)

第 17 条 借受者が返還金を遅滞した場合において、やむを得ない理由があると理事長が認めるときは、分割して支払わせることができる。

第 5 章 雑 則

(補助金の請求)

第 18 条 補助金の交付請求に当たっては、東京都が定める補助金交付要綱に基づき、所定の手続きを行う。

(委任)

第 19 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、専務理事が別に定める。ただし、施行に関し必要な様式は、事務局長が別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

(財団法人東京都私学財団育英資金貸付事業要綱の廃止)

- 2 公益財団法人東京都私学財団に移行した特例財団法人東京都私学財団及び同法人に移行した財団法人東京都私学財団が施行した育英資金貸付事業要綱（平成 17 年 4 月 1 日制定）（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行前に、旧要綱の規定に基づき奨学金の貸付けを受けている者又は奨学金の貸付けを受けた者で奨学金の返還を終了していない者については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

この改正要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

公益財団法人東京都私学財団 育英資金返還金減免及び返還猶予実施要綱

[平成 23 年 4 月 1 日制定]

[平成 24 年 3 月 29 日一部改正]

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人東京都私学財団育英資金貸付事業規程（以下「規程」という。）第 31 条の規定に基づき、返還金の減免及び返還の猶予の適切な実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 払込期限とは、規程第 14 条第 1 項の返還計画に基づく、各回の返還すべき日をいう。
- (2) 行方不明とは、次に掲げる全ての作業の後、借受者の住所が判明しない場合をいう。ただし、キの作業については、行わないことができるものとする。

なお、規程第 15 条に規定する連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）についてもこれに準ずることとする。

ア 借受者の奨学生台帳に登録された居住地への照会

イ アによって、なお不明の際は、借用証書に登録された親権者に照会

ウ イによって、なお不明の際は、連帯保証人に照会

エ ウによって、なお不明の際は、連帯保証人の奨学生台帳に登録された居住地への照会

オ 借用証書及びその他変更届記載の勤め先への問い合わせ

カ 卒業校への問い合わせ

キ 直近住所への現地調査

- (3) 破産手続開始決定後免責とは、破産法（平成 16 年 6 月 2 日法律第 75 号）第 253 条の規定により、東京都育英資金返還債務についてその責任を免れたときをいう。

(返還金の減免)

第 3 条 返還金の減免については、次のとおりとする。

(1) 減免事由の基準

ア 規程第 21 条第 2 号に規定する精神の障害とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に定める障害等級 1 級、2 級又は 3 級とする。

イ 規程第 21 条第 2 号に規定する身体の障害とは、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める障害の級別 1 級又は 2 級とする。

(2) 返還免除額

ア 規程第 21 条第 1 号又は第 2 号の規定により、借受者が死亡したとき又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、若しくは労働能力に高度の制限を受けることとなったときは、申出に基づき、事由発生以後に払込期限が到来する返還未済額を免除することができる。

なお、規程第 21 条第 2 号の規定に基づく事由発生とは、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳の交付日とする。

イ アの場合において、連帯保証人が次の条件のいずれかを満たすときは、申出に基づき、事由発生以後に払込期限が到来する返還未済額に加え、事由発生前に払込期限が到来している返還未済額を免除することができる。

(ア) 死亡したとき。

(イ) (1)ア又はイに該当する精神若しくは身体の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき。

(ウ) 行方不明となったとき。

(エ) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けていること、又はこれと同程度に生活が困窮していることにより、今後においても返還不能な状態であると確認したとき。

(オ) 破産手続開始決定後免責となったとき。

ウ 規程第 22 条第 1 項第 1 号から 3 号の規定により、引き続き 5 年以上返還を猶予し、なお借受者に将来にわたって返還の見込みのないときは、申出に基づき、申出日以後に払込期限が到来する返還未済額を免除することができる。

エ ウの場合において、連帯保証人がイの条件のいずれかを満たすときは、申出日以後に払込期限が到来する返還未済額に加え、申出日前に払込期限が到来している返還未済額を免除することができる。

オ 規程第 22 条第 1 項第 5 号の規定により、次のいずれかの事由に該当するときは、申出に基づき、それぞれに掲げる返還金を免除することができる。

(ア) 借受者が行方不明となり、連帯保証人がイの条件のいずれかを満たすとき 払込期限到来後又は時効中断後 10 年経過した返還未済額

(イ) 借受者が破産手続開始決定後免責となり、返還の意思がないことを確認し、連帯保証人がイの条件のいずれかを満たすとき 返還未済額

(ウ) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難であり、返還金の免除が特に必要であるとき 免除の必要がある返還未済額

(3) 減免の申出

ア 規程第 21 条の規定により返還の免除を申し出る者は、返還免除申出書にその理由となる事実を証する書類を添えて、理事長に提出するものとする。

(ア) 返還金の減免は、借受者、連帯保証人又はその家族の申出に基づいて行うものとする。ただし、借受者及び連帯保証人が共に死亡又は行方不明等で申し出られる状態にないときは、この限りでない。

(イ) 減免の申出に際し、返還免除申出書に添付する書類は、別記 1 のとおりとする。

イ 理事長が前項の申し出を承認したときは、申出者に通知するものとする。

(返還の猶予)

第 4 条 返還の猶予については、次のとおりとする。

(1) 猶予事由の基準

ア 規程第 22 条第 1 項第 3 号に規定する経済上の事由とは、借受者の属する世帯が生活保護法による保護を受けているとき、又はこれと同程度に生活が困窮し、返還が困難であるときとする。

イ 規程第 22 条第 1 項第 4 号に規定する学校に在学中又は進学準備中とは、次のとおりとする。

(ア) 規程第 2 条第 4 号に規定する学校等又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学に在学するとき、又は外国にあってこれらに相当する学校に在学するとき。

(イ) (ア)に規定する学校等、大学又は外国にあってこれらに相当する学校に進学準備中であるとき。

(ウ) 職業上必要な資格を取得するため準備中であるとき、又は職業上必要な知識技能を習得中であるとき。

(エ) その他真にやむを得ない事由によって、返還が著しく困難であるとき。

(2) 猶予承認期間等

ア 返還猶予承認期間は、1年を限度とする。

イ 規程第22条第2項ただし書の規定により、理由となる事実が継続している場合に重ねて猶予することができる限度は、次のとおりとする。

(ア) 規程第22条第1項第1号から第3号まで及び(1)イ(ア)又は(エ)による猶予その事由が継続する期間

(イ) (1)イ(イ)又は(ウ)による猶予その事由が継続する3年以内の期間

(3) 返還の猶予の申出

ア 規程第22条の規定により返還の猶予を申し出る者は、返還猶予申出書にその理由となる事実を証する書類を添えて、理事長に提出するものとする。

(ア) 返還の猶予は、借受者の申出に基づいて行うものとする。

(イ) 猶予の申出に際し、返還猶予申出書に添付する書類は、別記2のとおりとする。

イ 理事長が前項の申し出を承認したときは、申出者に通知するものとする。

(委任)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、専務理事が別に定める。ただし、施行に関し必要な様式は、事務局長が別に定める。

附 則

(施行日)

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記

1 返還免除申出の添付書類

事由	添付書類
(1) 借受者が死亡したとき	借受者に関する以下のいずれかの書類 (1) 死亡診断書 (2) 死亡を証明する公的書類
(2) 借受者が精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき。	借受者に関する以下のいずれかの書類 (1) 精神障害者保健福祉手帳の写し (2) 身体障害者手帳の写し
(3) 借受者が規程第22条第1項第1号から3号までに該当し、引き続き5年以上返還を猶予した場合で、なお将来にわたって返還の見込みがないとき。	借受者に関する事由を証明する書類
(4) 借受者が事由(1)、(2)又は(3)となり、連帯保証人が第3条(2)イの条件のいずれかを満たすとき。	借受者に関する事由を証明する書類及び連帯保証人に関する以下のいずれかの書類 (1) 死亡診断書 (2) 死亡を証明する公的書類 (3) 精神障害者保健福祉手帳の写し (4) 身体障害者手帳の写し (5) 生活保護受給証明書 (6) 住民税課税証明書 (7) 破産及び免責を証明する書類
(5) 借受者が行方不明となり、連帯保証人が第3条(2)イの条件のいずれかを満たすとき。	連帯保証人に関する以下のいずれかの書類 (1) 死亡診断書 (2) 死亡を証明する公的書類 (3) 精神障害者保健福祉手帳の写し (4) 身体障害者手帳の写し (5) 生活保護受給証明書 (6) 住民税課税証明書 (7) 破産及び免責を証明する書類
(6) 借受者が破産手続開始決定後免責となり、返還の意思がないことを確認し、連帯保証人が第3条(2)イの条件のいずれかを満たすとき。	事由(4)に同じ。
(7) 真にやむを得ない事由によるとき。	借受者及び連帯保証人に関する事由を証明する書類

備考 借受者又は連帯保証人の行方不明については、財団において認定する。

2 返還猶予申出の添付書類等

事由	猶予期間	添付書類	承認可能な期間
(1) 借受者が災害（偶発事故を含む。）にあったとき	1年以内	警察、消防、その他官公署の発行する証明書	事由が継続する期間
(2) 借受者の長期の疾病、傷病によるとき。		医師の診断書	
(3) 借受者の属する世帯が生活保護を受けているとき又はこれと同程度のとき。		生活保護受給証明書等、事由を証明する書類	
(4) 借受者が高校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）、大学又は大学院に在学するとき。（留学を含む。）		在学証明書	
(5) 借受者が（4）の学校等に進学準備中のとき。		事由を証明する書類	事由が継続する3年以内の期間
(6) 借受者が職業上必要な資格取得の準備中又は知識技能の習得中であるとき。		事由を証明する書類及び借受者の健康保険証の写し	
(7) 真にやむを得ない事由によるとき。		事由を証明する書類	事由が継続する期間

備考 外国語による書類には、日本語訳を添付するものとする。

【宛名ラベル】

郵送で送付する場合は、切り取って封筒に貼って使用してください。

<p>〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ11階</p> <p>公益財団法人 東京都私学財団 振興部育英資金課 行</p>	<p>〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ11階</p> <p>公益財団法人 東京都私学財団 振興部育英資金課 行</p>
<p>〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ11階</p> <p>公益財団法人 東京都私学財団 振興部育英資金課 行</p>	<p>〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ11階</p> <p>公益財団法人 東京都私学財団 振興部育英資金課 行</p>
<p>〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ11階</p> <p>公益財団法人 東京都私学財団 振興部育英資金課 行</p>	<p>〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ11階</p> <p>公益財団法人 東京都私学財団 振興部育英資金課 行</p>
<p>〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ11階</p> <p>公益財団法人 東京都私学財団 振興部育英資金課 行</p>	<p>〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ11階</p> <p>公益財団法人 東京都私学財団 振興部育英資金課 行</p>

東京都育英資金 返還のしおり

令和5年11月発行

編集・発行

公益財団法人東京都私学財団 振興部育英資金課

〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1番1号セントラルプラザ11階

電話 03(5206)7929(直通)

FAX 03(5206)7927

E-mail main@shigaku-tokyo.or.jp

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>